

## 西宮市余裕活用型一時預かり事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等を利用していない家庭において日常生活上の突発的な事情や社会参加により一時的に家庭での保育が困難となる場合に必要とされる支援を行うため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第29条第1項の規定による確認を受けた地域型保育事業者が地域型保育事業を行う事業所において実施する余裕活用型一時預かり事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「事業所」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 西宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第15号。以下「条例」という。）第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所
- (2) 条例第29条、第32条及び第34条に規定する小規模保育事業所A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業所C型
- (3) 条例第44条及び第48条に規定する保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所

### (対象事業等)

第3条 この要綱は、児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業のうち「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初第2592号、こ成保第191号文部科学省初等中等教育局長、こども家庭庁成育局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に規定する余裕活用型の一時的預かり事業（以下「余裕活用型一時預かり事業」という。）を実施しようとする年度において次に掲げる要件のいずれにも該当する事業所に適用する。

- (1) 当該年度の4月1日に当該事業所を利用する教育・保育給付認定子どもの数が当該事業所の利用定員の2分の1を下回る事業所であること。
- (2) 当該事業所を設置又は運営する事業者が、当該事業を実施しようとする日の1年前までに法令に基づく改善の命令、事業停止、または業務停止等の処分を受けていないこと。
- (3) 当該事業所を設置又は運営する事業者が、所管庁の直近の監査・実地指導等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、適正な改善報告がなされている場合は、含まないものとする。

### (実施基準)

第4条 余裕活用型一時預かり事業を実施する者（以下「実施者」という。）が余裕活用型一時預かり事業の実施にあたって遵守しなければならない基準等については、西宮市一般型一時預かり事業実施要綱第4条及び第5条の規定を適用する。

(留意事項)

第5条 前条に定めるもののほか、余裕活用型一時預かり事業における教育・保育については、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第13号）における特定教育・保育に係る規定を適用するものとする。

(経理の取扱い)

第6条 実施者は、余裕活用型一時預かり事業に係る経理区分と他の事業に係る経理区分を分けて管理しなければならない。

(事業の開始等)

第7条 新たに余裕活用型一時預かり事業を実施しようとする者は、あらかじめ西宮市一時預かり事業実施届により市長に届け出なければならない。

2 その年度の余裕活用型一時預かり事業の実施にあたっては、当該事業所を利用する教育・保育給付認定保護者にあらかじめ周知し、十分に配慮しなければならない。

(事業内容の変更)

第8条 実施者は、事業内容を変更する場合は、事業内容を変更しようとする日までに、西宮市一時預かり事業実施内容等変更届により、市長に届け出なければならない。

(事業の休止)

第9条 実施者は、余裕活用型一時預かり事業の実施が困難となった場合、事業を休止しようとする日までに、西宮市一時預かり事業休止届により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出により余裕活用型一時預かり事業の実施を休止することができる期間は、原則として2月までとする。

(事業の廃止)

第10条 実施者は、余裕活用型一時預かり事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ西宮市一時預かり事業廃止届により市長に届け出なければならない。

2 余裕活用型一時預かり事業を廃止するにあたっては、実施者は、あらかじめ保護者に周知し、保護者に対して十分に配慮しなければならない。

(利用状況の報告)

第11条 実施者は、余裕活用型一時預かり事業の利用者に係る状況について、利用日時その他市長が必要と認める事項を記録し、実施月の翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(保護者負担等)

第12条 実施者は、余裕活用型一時預かり事業の対象となる児童について、余裕活用型一時預かり事業の利用の可否を決定することができる。

2 実施者は、余裕活用型一時預かり事業の実施に必要な経費の一部について利用料として保護者に負担させることができる。

3 前項の利用料の額については、あらかじめ実施者が定め、保護者に書面により説明す

るものとする。

4 実施者は、利用料以外の給食及びおやつ等に係る実費負担を徴収しようとする場合は、あらかじめ当該実費負担について定め、保護者に書面により説明しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、様式その他余裕活用型一時預かり事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。